平成２４年（フ）第１３５０号
京都市右京区梅津フケノ川町21番地16　ドミール大文字202号
債務者　多田野　啓
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９９７号
大阪府柏原市国分市場１丁目６番１－８－405号　芝山府営住宅
債務者　面谷　隆幸
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０６２号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目８番８―205号
債務者　林吉三こと　卞　　吉三
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０６３号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目８番８―205号
債務者　林春枝こと　権　　春枝
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第５４９号
東京都葛飾区立石６丁目17－９－101、開始決定時の住所東京都葛飾区青戸３丁目29－３
破産者　桂井　金哉
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０２号
茨城県潮来市清水867番地の157
破産者　有限会社篠崎工務店
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０３号
茨城県潮来市清水867―157、住民票上の住所茨城県行方市矢幡1812
破産者　篠崎　俊一
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８６５号
京都府京都市中京区衣棚通御池上る下妙覚寺町192―１―401、開始決定時の住所東京都中央区築地６丁目18―４―601
破産者　安田　清見
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４７４号
東京都墨田区東駒形２丁目１番12号
破産者　株式会社クードル
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４７５号
新潟県上越市柿崎区上下浜字道北298番地１
破産者　新潟クードル株式会社
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３８４号
東京都江東区北砂５丁目７―10
破産者　都築　章浩
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２１９号
東京都世田谷区喜多見９丁目22番２号
破産者　有限会社明宝商事
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４９９号
東京都東大和市向原２丁目809―３
破産者　久保さほ子（旧姓深井）
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６２２号
東京都大田区下丸子１丁目５－１－705
破産者　北島　佳子（旧姓井上）
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６４４号
東京都新宿区西新宿８丁目15番17号
破産者　株式会社啓和
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６４５号
東京都新宿区西新宿８丁目15番17号
破産者　株式会社カンパニークライム
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６４６号
東京都新宿区西新宿７丁目22―９―201
破産者　大橋みどり
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６９１号
千葉県木更津市東太田４丁目９―14
破産者　石井　勝一
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７７２号
東京都墨田区東向島５丁目７番11号
破産者　有限会社岩佐加工
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７７３号
東京都墨田区堤通２丁目７―10―1006
破産者　岩佐　幸子
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０８２号
東京都八王子市千人町２丁目７番５号
破産者　有限会社北野プロセス
1　決定年月日　平成24年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部